

新公益法人会計基準（令和6年会計基準）に関する説明会

※公益認定等委員会が作成した資料を使用しています

公益法人の会計に関する研究会 座長

公認会計士

高山昌茂 氏



本日の内容（目次）

- 1 ■ 新公益法人会計基準の概要
 - 改正の経緯
 - 平成20年会計基準からの主な改正点
 - 新会計基準の適用について（適用対象・適用時期・経過措置など）
 - 法人格別の作成書類・会計処理（まとめ）
- 2 ■ B/S、P/L、注記及び附属明細書の変更点
設例を用いて、新会計基準適用で、B/S、P/L、注記、附属明細書がどのように変わるかを解説します。
 - 公益社団・財団法人向け解説
 - （参考）貸借対照表内訳表を棚卸法的に作成する方法（公益社団・財団法人向け）
 - 移行法人向け解説（一般法人も対象）

- 3 ■ まとめ

略称等

名称	略称
公益法人会計基準（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	新会計基準 （スライドによっては、「新基準」又は「令和6年会計基準」と記載の場合もあり） ※新会計基準全体を指して「新会計基準」と記載している場合もある。
公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	新運用指針
公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月 令和6年12月改訂 内閣府公益認定等委員会 内閣府大臣官房公益法人行政担当室）	公益認定等ガイドライン
公益法人会計基準（平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）	平成20年会計基準 （スライドによっては、単に「現行会計基準」や「現行基準」と記載の場合もあり）

1. 新公益法人会計基準の概要

公益法人制度改革と公益法人会計基準の改正の経緯

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務づけ。
- 公益認定の基準として①理事・監事間の特別利害関係の排除、②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨規定。併せて、国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う。

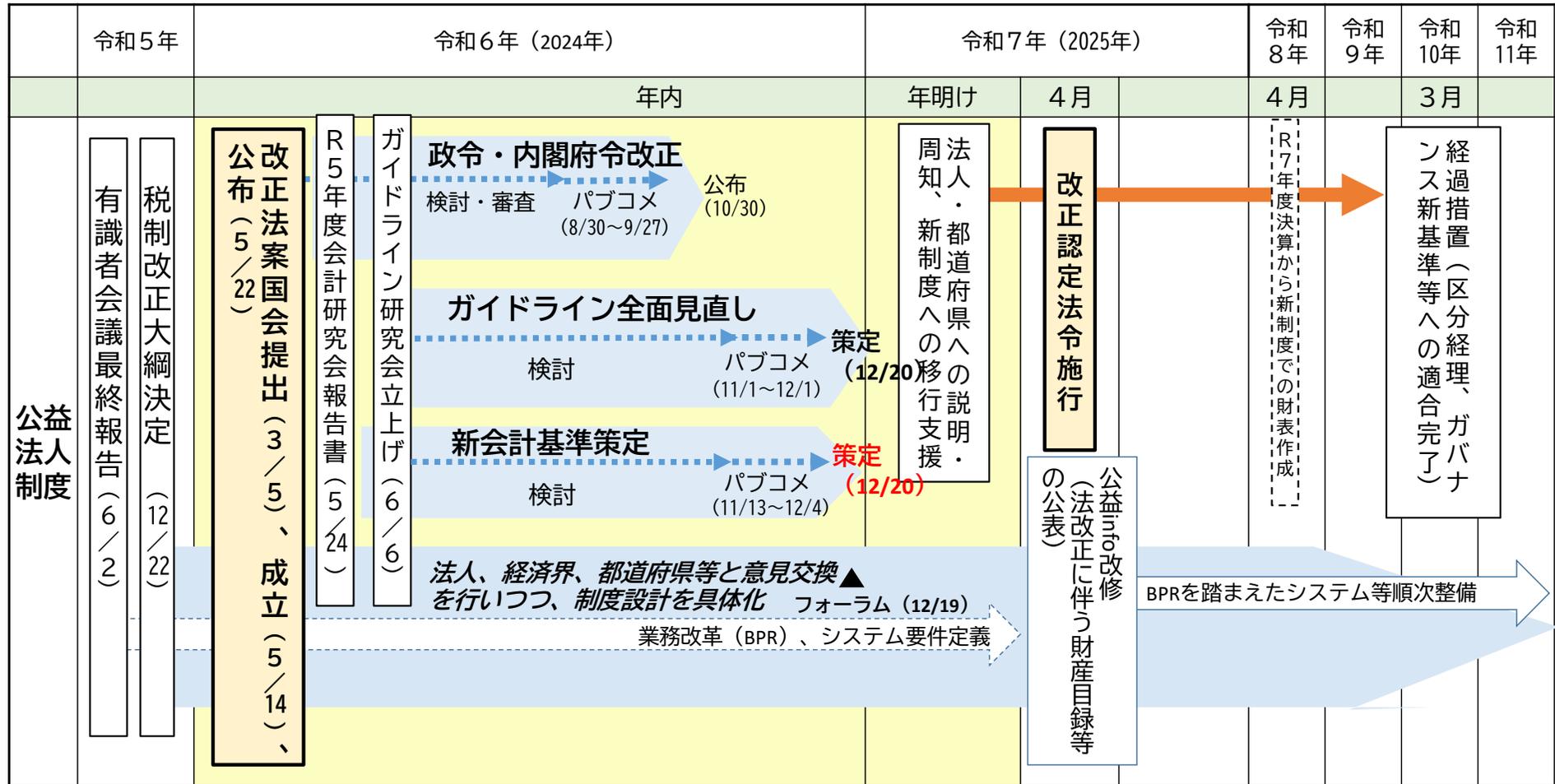
※施行期日：令和7年4月1日

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に

➔**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**

制度改革のスケジュール（予定）



※ 現行制度で可能な見直しは順次先行実施

公益制度改革の全体像（主な改正事項）

	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他	
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務規律適合性に関する情報開示 	
	行政手続の簡素化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業等の変更の届出化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の判断ばらつき防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表における情報開示の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理の原則義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかりやすい財務諸表」への見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 		<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			<ul style="list-style-type: none"> ・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			<ul style="list-style-type: none"> ・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化 		<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話
参考 公益信託制度	<ul style="list-style-type: none"> ・主務官庁制の廃止 ・公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度 ・公益法人と統合的な認可基準の法定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託認可基準、財務規律等の細目 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人と統合的な公益信託ガイドラインの策定 ・モデル公益信託契約の策定（軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託会計基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託業法との関係整理 	

公益認定等ガイドラインの抜本見直し（主なポイント）

現行ガイドラインの課題

- ◆（合議制機関による柔軟な判断を期待し）具体的な基準や考え方が示されていない。
 - ⇒ ガイドラインに明示されない考慮要素（例：営利企業の事業と類似する事業には公益目的事業の「特徴」が必要）に基づき判断しており、予見可能性がないとの指摘
 - ⇒ 個別判断の蓄積で定着した運用が明示されず、透明性に欠けるとの指摘
 - ⇒ 「FAQ」や「記入の手引き」において実質的な法令解釈が打ち出されており、分かり辛いとの指摘
 - ⇒ 行政庁や担当者により言うことが異なるとの指摘

- ◆公益目的事業について、制度上「申請書記載事項」の変更には変更認定申請が必要とされるが、申請書に何を記すか明示していない。
 - ⇒ 行政庁の指導に従って申請書に細かく記載した法人は、細かい変更のたびに変更認定申請が必要との指摘
 - ⇒ 公益性の判断が明らかに変わらないものは届出を可とする運用について、基準が曖昧との指摘。
 - ⇒ 申請に当たり、追加的に多くの書類の提出が求められるとの指摘

以下の観点から抜本的な見直し

- ・予見可能性の向上
- ・行政の判断のブレやばらつきの抑制
- ・事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

主なポイント

1. 制度運用の基本的考え方を明示【第1章】

- ◆ 法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段
- ◆ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民
- ◆ 法に基づく審査・監督と法人への支援（行政指導）の峻別
- ◆ 毎年、判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえた見直し。
- ◆ 各種判断について「事例集」を作成・公表

2. 公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ◆ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化（具体的考慮要素を示す類型に出資事業等を追加）
- ◆ 申請書記載事項（変更認定・変更届出の範囲）の明確化
- ◆ 認定審査時に必要な書類の明確化

3. 公益認定基準等の考え方を明確化【第3章～第5章】

- ◆ 法令の趣旨を明記
- ◆ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関して制度改正の趣旨等を明記
- ◆ 役員報酬に関する考え方を明確化

4. 監督・処分の考え方を明確化【第6章】

- ◆ 事後チェックの強化・重点化
- ◆ 外部からの情報提供（公益通報等）の活用
- ◆ 監督処分等の適用方針を明記

- ⇒ ガイドライン（素案）についてパブリック・コメントを実施。寄せられた御意見等を踏まえ、ガイドライン決定(2024/12/20)。

公益法人会計基準の見直しについて

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第29号)の成立を受け、新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の制定。

【ポイント】

- ・ 新会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化（公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化）
- ・ 公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し（振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等）。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- ・ 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実（財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一体的な情報開示）
- ・ 現行会計基準制定時（平成20年）からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

⇒ 新会計基準（素案）等についてパブリック・コメントを実施し、寄せられた御意見等を踏まえ、新会計基準を決定(2024/12/20)。

新会計基準の主な改正点

新会計基準の主な改正点（1/5）

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
基本財産、特定資産の位置づけ	貸借対照表の固定資産の部は、基本財産、特定資産、その他の固定資産に区分され、基本財産や特定資産を有する場合は、貸借対照表本表の固定資産の部において計上する。	平成20年会計基準の貸借対照表上の基本財産・特定資産の表示については、公益法人会計特有の考え方であり、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」の考え方により、本表においては資産の形態に基づく流動固定区分（流動資産・固定資産）の表示となった。 新会計基準では、公益社団・財団法人が、基本財産や、使途拘束資産（公益認定法上の控除対象財産）を有する場合は、注記で表示する必要がある。一方で、新会計基準では、公益法人が、例えば退職給付引当資産などの特定資産を有する場合の表示義務はないが、自主的に注記することは妨げられない。
その他有価証券の時価評価差額	その他有価証券の時価評価差額は、正味財産増減計算書の評価損益等の区分において計上する。	その他有価証券の時価評価差額は、貸借対照表の純資産の部において、「その他有価証券評価差額金」として計上する（いわゆる純資産直入）。なお、原則は全部純資産直入法だが、部分純資産直入法によることもできる。
固定資産の減損会計	固定資産の時価が著しく下落した場合の強制評価減が採用されている。	<p>（1）会計監査人設置法人 固定資産を資金生成資産（当該資産等の使用と直接結びついて生み出される将来キャッシュフローにより、投資の回収を予定する資産等をいう）と非資金生成資産（資金生成資産以外の資産等をいう）に分類し、以下3ステップで減損会計を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①減損の兆候の判定 ②減損を認識するか否かの判定 ③減損額の測定 <p>※資金生成資産か非資金生成資産かで上記の3ステップの中身が異なる。 ※公益社団・財団法人における公益目的事業財産（＝公益目的事業会計上の固定資産）は、非資金生成資産に該当するとされている。</p> <p>（2）上記以外の法人 現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産について、時価が著しく下落している場合の強制評価減（簡便的な方法）を採用できる。</p>

新会計基準の主な改正点 (2/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
損益計算書の名称・記載内容の変更	<p>○損益計算書の名称は、正味財産増減計算書</p> <p>○正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に区分し、一般正味財産増減の部は経常増減と経常外増減に区分されていた。</p> <p>○指定正味財産に区分される寄付等を受入した場合は、指定正味財産増減の部に計上し、指定が解除され一般正味財産増減の部で費用を計上したときに指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替える会計処理（いわゆる振替処理）を行っていた。</p> <p>○費用科目の表示方法は、役員報酬、給料手当、福利厚生費・・・等の形態別分類により開示。</p> <p>○正味財産増減計算書と貸借対照表の正味財産が一致</p>	<p>○「正味財産増減計算書」の名称は「活動計算書」へ変更。</p> <p>○一般純資産（※1）、指定純資産（※2）の財源別区分は活動計算書本表ではなく注記により開示し、活動計算書本表では、公益法人全体としての純資産の増減内容を「経常活動区分」及び「その他活動区分」に分けた。</p> <p>○いわゆる振替処理は廃止された。ただし、同様の情報は注記で開示されることになる。</p> <p>○費用科目の表示方法は、「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類（いわゆる機能別分類）となった。現行の形態別分類による情報については、注記により開示する方向で整理された。</p> <p>○活動計算書と貸借対照表の純資産との一致は、注記情報を間に挟んで確認できる。</p>
配当金・利息の会計処理 (指定純資産の範囲)	<p>配当金・利息について、寄付者等から配当金の使途に制約が課されている場合などにおいて、指定正味財産として会計処理することがあった。</p>	<p>配当金・利息について、指定純資産を原資とする資産から生じたものであっても、一般純資産区分の収益として会計処理することになった。</p> <p>なお、指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益（その他有価証券評価差額金を除く）又は減損が生じた場合は、指定純資産区分の収益・費用として会計処理する。</p>

※1 平成20年会計基準の一般正味財産に相当

※2 平成20年会計基準の指定正味財産に相当

新会計基準の主な改正点 (3/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
<p>収益認識 (交換取引)</p>	<p>交換取引に関する収益認識の方法は、従来は、明示的に定められていなかったが、実務では、企業会計と同様の処理（実現主義）で会計処理していたと考えられる。</p>	<p>(1) 会計監査人設置法人 交換取引に関して、企業会計基準の「収益認識に関する会計基準」が適用されることになった。収益認識に関する会計基準での5ステップは、3ステップにまとめて適用されることが示されているが、公益法人の財務報告の目的（P16参照）を勘案する必要があるが、基本的には企業会計基準と同様と考えられる。公益法人特有の考慮事項としては、例えば、消費税の会計処理について、税抜処理・税込処理の選択が可能であることが示されている（公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会））。</p> <p>(2) 会計監査人設置法人以外の法人 簡便的な方法（伝統的な実現主義）での収益計上が可能。</p>
<p>収益認識 (非交換取引)</p>	<p>寄付金や補助金等の非交換取引について、指定正味財産の会計処理が定められていたが、いつの時点で収益を計上するのかなどが必ずしも明確でなかった。</p>	<p>寄付金や補助金等の非交換取引について、いつの時点で収益を計上するのかが会計基準上で明示された。これにより、未収寄付金や未収補助金に関する取扱いが平成20年会計基準より明確になった。</p> <p>寄付金：寄付申し込みと公益法人の承諾時点。ただし、履行が確実であると確認された時点で収益を認識する。</p> <p>補助金等：原則として、交付者から送付された交付決定通知を公益法人が受領した時点で、当該通知に記載されている金額等のうち、公益法人において使用した額または使用が見込まれる額を収益計上する。</p> <p>非交換取引は、収益認識要件のうち、確実性と測定可能性の両方を満たす必要がある点に留意。</p> <p>このほか、現物寄付に関する会計処理も明示された。</p>

新公益法人会計基準の主な改正点（4/5）

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
区分経理	法令等の要請で区分経理を行う必要がある場合は、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表を作成する。	<p>新会計基準では、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」の考え方により、区分経理に関する情報は、本表ではなく、注記で開示する方針となった。</p> <p>なお、今回の公益法人制度改正で、公益社団・財団法人が原則として作成することが必要になる貸借対照表の区分経理情報（会計区分別内訳）は、注記で開示する方針になったことに伴い、正規の簿記の原則の例外として、継続記録法によらず、棚卸法的に作成することが容認されている。</p>
財務規律適合性に関する明細	財務規律適合性に関する明細を作成する旨の定めは平成20年会計基準にはない。	<p>公益社団・財団法人において、社員総会・評議員会での承認対象となる財務諸表等において、公益認定法令の財務規律適合性に関する情報を開示することになった（注）。</p> <p>（注）会計監査人設置法人以外の法人は、財務諸表等において財務規律適合性に関する情報を作成しないことができる。その場合、財務規律適合性に関する情報は、従来どおり、事業報告等に関する定期提出書類において作成・報告することになる。</p>
公益社団・財団法人のみ		

新会計基準の主な改正点 (5/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
<p>関連当事者の範囲 (当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者)</p>	<p>当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者 ア 役員又は評議員及びそれらの近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者) イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人 ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。</p>	<p>関連当事者の範囲について、平成20年会計基準に定めのある当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者等に加え、①当該公益法人の従業員及びその近親者、②法人でない社員及び基金の拠出者等(公益社団法人の場合)、③法人でない設立者及びその近親者(公益財団法人の場合)等が関連当事者の範囲に追加された。 関連当事者の範囲の追加に伴い、調査範囲の見直しが必要になると考えられるので留意。</p>
<p>公益法人会計基準に詳細な規定がない場合の会計処理</p>	<p>会計基準本体には明確な定めなし。</p>	<p>新会計基準の冒頭で公益法人における財務報告の目的が明確化され、新運用指針において、公益法人は当該目的に照らし、合理的に会計処理を選択すればよいことが規定された。</p> <p>①公益法人は新会計基準と他の会計基準とで規定する内容が相違する場合でも、当然に、新会計基準の規定を適用する。 例えば、固定資産の減損会計。新会計基準では、公益法人の特殊性を考慮し、企業会計の基準とは異なる内容の規定となっている。</p> <p>②新会計基準に詳細な会計処理に関する規定がなく、他の一般に公正妥当と認められる会計基準に規定がある場合には、<u>公益法人の財務報告の目的を勘案の上</u>、適宜、当該他の会計基準の規定を参照する。 例えば、新会計基準には退職給付会計(原則的な方法)に関して、割引率等に係る規定はないため、必要に応じて「退職給付に関する会計基準(企業会計基準第26号企業会計基準委員会)」等を参照することになる。 ※「公益法人の財務報告の目的を勘案の上」がポイント。</p>

新会計基準の適用について
(適用対象、適用開始時期、経過措置など)

新公益法人会計基準の適用対象法人、適用開始時期

項目	説明	補足
適用対象法人	<p>① 認定法第2条第3号に定めのある公益法人</p> <p>② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）</p> <p>③ 公益法人認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人</p>	<p>整備法第60条に定めのある特例民法法人が削除されたが、それ以外は現行会計基準と同じ。</p>
適用開始年度	<p>令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用する。</p> <p>ただし、令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準によらず従前の会計基準を引き続き適用することができる。</p>	<p>（参考）運用指針の「適用時期」の解釈</p> <p>例1：3月31日が決算日の法人 令和10年（2028年）4月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない</p> <p>例2：2月28日が決算日の法人 令和11年（2029年）3月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない</p> <p>例3：4月30日が決算日の法人 令和10年（2028年）5月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない</p>

経過措置により旧会計基準を適用している期間の取り扱い

項目	説明	補足
<p>新会計基準の適用に関する経過措置期間中の取り扱い</p>	<p>○経過措置期間中は、現行の会計基準（通常は平成20年会計基準）を適用できる。</p> <p>（以下、公益社団・財団法人のみ）</p> <p>○収益事業等の利益の50%超繰入以外を選択している公益社団・財団法人は、現状、貸借対照表内訳表を作成していない法人が多いと考えられるが、2025年4月から施行される新制度では、収益事業等を行っていないなど一定の要件を満たす場合を除き、原則として貸借対照表も区分経理が求められることになる。この点について公益認定等ガイドラインに以下の経過措置が存在する。</p> <p>○令和6年改正法の施行（令和7年4月1日）から3年が経過するまでの間（令和10年3月31日まで）に開始する事業年度においては、認定第19条第1項の規定の適用（収益事業等の収益の50%超を繰り入れ）を受け法人以外の法人においては、貸借対照表の経理単位の内訳の表示を省略することができる（認定規則第42条第3項。以下「特例区分経理162」という。）。</p> <p>特別区分経理をする法人は、財産目録及び収支予算書の区分も不要である（認定規則附則第9項）。一方、区分経理を前提とした新たな制度（公益目的取得財産残額の算定、公益目的事業財産を公益目的事業以外に使用等できる場合）については、適用されず、従前どおり毎事業年度の公益目的取得財産残額に準ずる額の算定（定期提出書類の別表Hの作成）の必要がある。</p>	<p>左記の経過措置は、前頁の新会計基準の適用開始時期に関する経過措置と連動しています。</p>

→次頁からは、新会計基準適用後の取り扱いです。

(新会計基準適用後の) 小規模法人の負担軽減

新会計基準では、振替処理の廃止、減損会計、収益認識会計基準など旧会計基準と異なる点があります。小規模法人の負担軽減策として以下の取り扱いが定められています。

項目	説明	補足
小規模法人の負担軽減 (1/2)	<p>会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産除去債務に係る会計処理 ・ 税効果会計 ・ キャッシュ・フロー計算書 (※) ・ 資産及び負債の注記 (財産目録を作成している場合に限る) ・ 賃貸不動産の時価等に関する注記 ・ 財務規律適合性に関する明細 (附属明細書) <p>(※) キャッシュ・フロー計算書については、会計監査人設置法人のうち、認定法第5条第13号及び認定令第6条により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人以外の法人は、作成しないことができる。</p>	<p>会計監査人設置法人とは、定款で会計監査人を設置した法人を指す。 会計監査人設置法人は、経理能力の高いことが想定されることから、小規模法人か否かは、会計監査人設置法人か否かで判別する方針となった。</p> <p>なお、公益社団・財団法人が、財務諸表において財務規律適合性に関する明細を作成しない場合には、従来通り、事業報告等に関する定期提出書類において作成し、行政庁へ報告する必要がある点に留意。</p>
小規模法人の負担軽減 (2/2)	<p>会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、簡便的な方法を適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産の減損会計 ・ 退職給付引当金 ・ 収益の認識 	<p>退職給付会計の簡便的な方法は、平成20年会計基準と同様。 固定資産の減損会計及び収益認識の簡便的な方法は、P12及びP14参照</p>

公益社団・財団法人においては、B/Sも区分経理が原則化されましたが、以下の小規模法人への負担軽減措置があります。

項目	説明	補足
区分経理を行わないことができる公益社団・財団法人の要件 （認定規則第43条）	小規模法人の負担等に配慮し、収益事業等を行わない公益法人（公益社団・財団法人）であって、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書（補足：活動計算書のこと。以下同じ。）に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、損益計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことが出来る。 （ガイドライン第5章第4（2）③）	つまり、収益事業等を行う法人は区分経理が必須となりますが、収益事業等を行わない法人の場合は、貸借対照表の区分経理を省略できるという意味です。ただし、その場合でも、活動計算書は各公益目的事業ごとの内訳を表示する必要があります。 （以下、参考） 貸借対照表の区分経理を省略する場合、法人運営を行うために必要な財産（法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金）以外の財産を、全て、公益目的事業のために使用等しなければならない （補足：つまり、法人活動保有財産等以外の財産は全て公益目的事業財産とみなされるという意味。）とされている。 →公益目的取得財産残額の算定に影響

まとめ：会計区分別内訳（内訳表）の作成要否

		活動計算書	貸借対照表
収益事業等を行う公益社団・財団法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない公益社団・財団法人	（複数の公益目的事業を行っている）	代替措置あり ※各事業の区分必須	代替措置あり
	（上記以外）	代替措置あり	

公益法人会計基準及び同運用指針の公益社団・財団法人用の定めが多く見られますが、移行法人の適用関係は以下の通りとなっています。

項目	説明	補足
移行法人の会計基準及び運用指針の適用について	<p>移行法人についての新公益法人会計基準の適用は、以下のとおり。</p> <p>(適用対象外とするもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録の作成 ・ 貸借対照表の注記（使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高、指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み） ・ 附属明細書（財務規律適合性に関する明細） <p>(移行法人における取扱いを適用するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計算書における事業収益、事業費の区分 ・ 貸借対照表の注記（会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高、指定純資産の内訳、純資産間の振替額） ・ 活動計算書の注記（財源区分別内訳、会計区分及び事業区分別内訳、事業費及び管理費の形態別区分） 	左記は、新運用指針第4項の定めです。

新会計基準でも、公益法人会計基準における公益法人の一つとして、公益法人認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（一般法人）を定義しています。また、それ以外の一般法人も、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第119条でいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、平成20年会計基準を自ら選択適用して財務諸表等を作成している事例があると考えられます。

これらの一般法人が、新会計基準（令和6年会計基準）を適用する場合、前頁の移行法人の適用関係の取り扱いを準用して財務諸表等を作成することが考えられます。その場合、移行法人の区分経理など移行法人特有の取り扱いについては、各一般法人の実情に応じて適宜読み替えていただく必要があります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第四節 計算

第一款 会計の原則

第百十九条 一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

※一般財団法人も199条において上記規定が準用されている。

新会計基準の適用初年度の取り扱い（経過措置）

新公益法人会計基準の適用初年度には、以下の経過措置が設けられています。

項目	説明
新会計基準の適用初年度の取り扱い	<p>適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について</p> <ul style="list-style-type: none">① 貸借対照表、活動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。② 財務諸表の注記に記載する前期末残高の数値は、記載しないことができる。 <p>その他有価証券の取り扱い</p> <p>本会計基準等の適用初年度において、その他有価証券の評価方法として切放法を適用していたことにより、洗替法による評価を行うにあたり法人の保有する有価証券の原始取得価額の把握が困難な場合には、本会計基準等の適用時の時価をもって取得価額とみなすことができることとする。</p>

法人格別の作成書類・会計処理
(まとめ)

法人格別の作成書類（まとめ）

			公益社団・財団法人		移行法人		一般法人	
			会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人
貸借対照表			○	○	○	○	○	○
活動計算書			○	○	○	○	○	○
キャッシュ・フロー計算書			○（省略できる場合あり）（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）
注記	貸借対照表の注記	会計区分別内訳	○（※2）	○（※2）	移行法人における取り扱いが適用（※4）		区分経理の必要が無ければN/A	
		資産及び負債の状況	○	○（財産目録を作成している場合は省略可）	△（財産目録と同等の機能を持つ注記であり、移行法人・一般法人には不要な注記であるが、基本財産・特定資産を自主的に明示する場合には、当該ひな形を使用する。）			
		使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高	○（該当あれば）	○（該当あれば）	N/A	N/A	N/A	N/A
		指定純資産の内訳と増減額及び残高	○（該当あれば）	○（該当あれば）	移行法人における取り扱いが適用（※5）		移行法人を準用（※6）	
		指定純資産のうち、指定寄附資金の受入年度別残高および支出見込み	○（該当あれば）	○（該当あれば）	N/A	N/A	N/A	N/A
	活動計算書の注記	財源区分別内訳	○	○	移行法人における取り扱いが適用（※5）		移行法人を準用（※6）	
		会計区分及び事業区分別内訳	○（※2）	○（※2）			区分経理の必要が無ければN/A	
		事業費・管理費の形態別区分	○	○			移行法人を準用（※6）	
	上記以外の注記			（法人格によって、差はないと考えられるため、省略）				
附属明細書	財務規律適合性に関する明細		○	省略可（※3）	N/A	N/A	N/A	N/A
	上記以外の附属明細		（法人格によって、差はないと考えられるため、省略）					
財産目録			○（注記にある場合は省略可）	○（注記にある場合は省略可）	N/A	N/A	N/A	N/A

※1:キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人設置法人のうち認定法第5条第13号及び認定令第6条の規定により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人以外の法人は、これを作成しないことができる。

※2:収益事業等を行わない公益社団・財団法人で、各公益目的事業ごとの内訳を活動計算書に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、活動計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことができる。

※3:財務規律適合性に関する明細（附属明細書）を省略する場合、これまで通り定期提出書類を提出することになる。

※4:移行法人は、貸借対照表注記「会計区分別内訳」は、移行法人用のひな型である「会計区分別内訳」又は「実施事業資産の内訳と増減額及び残高」を作成する。

※5:移行法人は、「指定純資産の内訳と増減額及び残高」、「財源区分別内訳」、「会計及び事業区分別内訳」、「事業費及び管理費の形態別区分」は、移行法人用の注記ひな形を利用する。

※6:一般法人は、「指定純資産の内訳と増減額及び残高」、「財源区分別内訳」、「事業費及び管理費の形態別区分」は、移行法人の注記ひな形を準用することが考えられる。ただし、移行法人の区分経理など移行法人特有の取り扱いについては、各法人の実情に応じて適宜読み替える必要がある。

法人格別の会計処理（まとめ）

	公益社団・財団法人		移行法人		一般法人	
	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人
資産除去債務に係る会計処理	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる
税効果会計	適用 (※1)	適用しないことができる	適用 (※1)	適用しないことができる	適用 (※1)	適用しないことができる
賃貸等不動産の時価等に関する注記	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる
固定資産の減損会計	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可
退職給付会計	原則法 (※2)	簡便法可	原則法 (※2)	簡便法可	原則法 (※2)	簡便法可
収益認識基準（交換取引）	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可

※簡便法は、簡便的な方法を指す。

※1:公益法人が、収益事業等を実施している場合は、適用する。ただし、法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

※2:退職給付の対象となる従業員数が300人未満などの要件を満たせば、会計監査人設置法人でも簡便法を適用できる。

会計処理は、会計監査人設置法人か否かで差はありますが、法人格によつての差はないと考えられる。

3. まとめ

新会計基準適用の影響と適用に向けた検討事項（まとめ）

新会計基準適用の影響

（新会計基準を適用するすべての公益法人に影響）

- ・基本財産、特定資産の扱いの変更
- ・活動計算書上の記載内容変更（振替処理の廃止など）
- ・金融資産関連の会計処理の変更（その他有価証券評価差額金、受取配当金等）
- ・これまでよりも詳細な情報が必要になる注記がある（例：活動計算書の財源区分別内訳 など）。 等

（会計監査人設置法人のみに影響）

- ・交換取引の収益認識に関する会計処理（原則処理）の導入
- ・固定資産に関する減損会計（原則処理）の導入

（公益社団・財団法人のみに影響）

- ・収益事業等を行う公益社団・財団法人にあつては、従来、貸借対照表内訳表を作成していない法人も、新制度では、貸借対照表の区分経理情報が必要になり、作成方法の検討が必要
※会計基準改正ではなく、制度上の要請によるものである。
- ・財務諸表の注記において、控除対象財産に関する明細が必要（該当ある場合）
- ・「5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み」は、今まで開示してこなかった情報であり、該当する指定寄附資金を有する法人は影響。
- ・会計監査人設置の公益社団・財団法人にあつては、財務規律適合性に関する明細（附属明細書）の作成が必要となり、決算早期化が求められる。

等

新会計基準適用に向けた検討事項

（新会計基準を適用するすべての公益法人の検討事項）

- 自らの公益法人で、新制度・新会計基準の適用によって、どのような影響があるか、どのように適用するかを分析・整理。
- 会計システムの新会計基準への対応状況の確認、会計システム内・会計システム外で対応する事項の整理
- 新会計基準適用初年度における貸借対照表の期首残高の算定、組み替え（経過措置適用により前年度を省略する場合も、貸借対照表の期首残高は組み替えが必要と考えられる。）
- これまでよりも詳細な情報が必要になる注記の作成方法の検討（活動計算書の財源区分別内訳など）。
- 新会計基準を何年度から適用するか 等

（会計監査人設置法人のみに影響）

- 収益認識に関する会計処理（原則処理）、固定資産に関する減損会計（原則処理）の導入に関して、法人内で検討し、適宜、会計監査人と協議

（公益社団・財団法人のみに影響）

- 新たに貸借対照表に関する区分経理が必要となる公益社団・財団法人は、その作成方法の検討（原則どおり継続記録法か、棚卸法で作成するかなど）
- 該当する資金をするする法人は、「5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み」の作成方針の検討
- 会計監査人設置法人にあつては、財務規律適合性に関する明細（附属明細書）の作成早期化
- 新会計基準と直接の関係はないが、事業報告、定期提出書類も新制度への対応が必要に（次頁参照） 等

(参考) 当面の提出書類等について

令和7年（2025年）4月1日以降の提出書類

- 定期提出書類（財産目録等）は、原則、すべて公表
- 変更認定申請・変更届出において、財産目録等に含まれる書類が変更された場合は公表
⇒ **提出された書類はそのまま公表。作成に当たり、個人情報等に留意！！**

進行期の分

- 事業年度開始前の提出書類
⇒ ①事業計画、②収支予算書、③資金調達・資金調達の見込みに加え、④法人の事業について（「別紙2」*）
* 変更認定を受けた場合を除き、現行様式で作成したものが公表対象。個人情報等が含まれている場合は、各法人の責任で対応。
- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項：**新様式（2000万円を超える報酬等・海外送金及びテロ資金供与のリスク軽減策などを含む。）**
 - ・収支相償・公益目的事業比率・遊休財産規制に係る別表（**現行別表A～別表C**）等。別表Hも要提出（非公表）
 - ・財務諸表・財産目録（**従来通り**）
 - ・事業報告（**従来通り**）

令和7年（2025年）4月1日以後に開始する事業年度

- **新しい財務規律等（中期的収支均衡・公益目的事業比率・用途不特定財産規制・公益充実資金）の適用**
- **区分経理（3年間の経過措置）（経過措置として特例区分経理をする場合は別表Hの作成）**
- **新しい会計基準の適用（3年間の経過措置）**
- **公益法人の運営体制の充実を図るための取組**（事業報告に記載が必要）

令和8年（2026年）6月以降の提出書類

* 2025年4月1日以降に始まる事業年度の終了後3か月以内に提出する書類から、新たな財務規律に対応した報告が求められる。

- 事業年度開始前の提出書類（上記の通り）
- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項：新様式
 - ・新しい財務規律等に係る別表（**新別表A～新別表C**）等
※ **特例区分経理を行う場合は別表H（非公表）。また、新別表B(5)・新別表C(2)も要作成であることに留意。**
 - ・財務諸表・財産目録（**新規基準（ただし、3年間の経過措置）**）
 - ・事業報告（**新制度**）

令和11年（2029年）6月以降の提出書類

* 2028年4月1日以降に始まる事業年度の終了後3か月以内に提出する書類から、すべての法人において新たな区分経理・令和6年会計基準の適用が求められる。

- 事業年度開始前の提出書類（上記の通り）
- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項（新様式）、新しい財務規律等に係る別表（**新別表A～別表C**）、財務諸表・財産目録（**新規基準**）、事業報告（**新制度**）

新会計基準に関する個別相談会（宣伝）

- ・新会計基準に関する個別相談会を、令和7年1月～3月にかけて、全国20会場で開催します。
- ・会場、日程、申込方法などの詳細は、内閣府公益法人informationを参照ください。[テーマ別セミナー - 公益法人information](#)

新しい公益法人会計基準 個別相談会

令和7年度新公益法人会計基準適用開始！

事前申込制
参加費
無料

新会計基準への移行について何から始めればいいのか？
公認会計士が個別に質問にお答えします！

日時 令和7年1月から3月末まで
全国20会場にて開催

※会場毎の開催日時、場所についてはホームページをご覧ください。

対象 公益社団法人、公益財団法人、公益目的支出計画を実施中の
一般法人（移行法人）のご担当者様

※相談枠に空きがあった場合、一般法人を含む公益法人会計基準に携わる関係者の方もお申し込みが可能ですが、公益法人・移行法人の優先受付申込期間が終わってからのご案内となります。

相談方法 1団体につき25分（講師1名対応）
対面・オンライン（Zoom形式）選択可能

※相談枠が限られておりますので、同一団体の複数回のお申し込みは原則お断りいたします。

申込方法 令和6年12月2日より申込受付開始（先着順）

※公益法人・移行法人以外の関係者の方のお申込受付開始は令和6年12月16日を予定しています。

※申込の締切日は、各会場での相談会開催日の1週間前です（空き状況で延長する場合があります）



本個別相談会のご参加には事前申し込みが必要です。
左記のQRコードまたは内閣府公益認定等委員会ホームページよりお申し込みください。
<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>

主催：内閣府公益認定等委員会事務局（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）

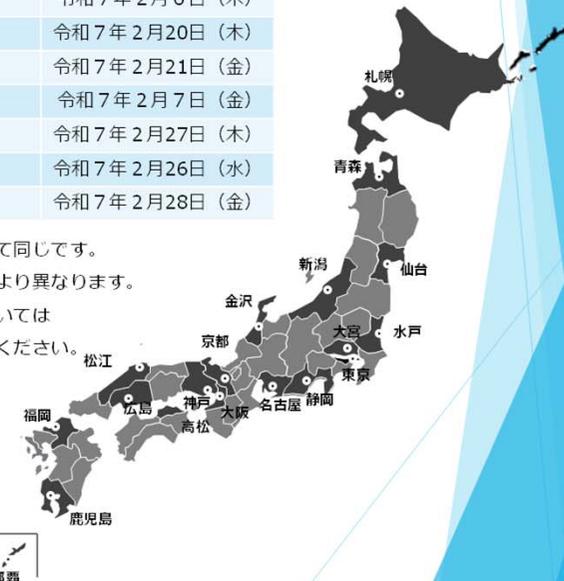
問合せ窓口：<https://koekikaikei.smtg.jp/public/application/add/67>

●開催地・日時

地区	開催都市	日程
北海道	札幌	令和7年3月7日（金）
東北	仙台	令和7年3月10日（月）
	青森	令和7年3月11日（火）
関東	水戸	令和7年2月14日（金）
	大宮	令和7年1月17日（金）
	東京(1回目)	令和7年1月15日（水）
	東京(2回目)	令和7年2月13日（木）
中部	静岡	令和7年1月22日（水）
	名古屋	令和7年1月23日（木）
北信越	新潟	令和7年1月29日（水）
	金沢	令和7年1月31日（金）
近畿	大阪	令和7年2月5日（水）
	京都	令和7年1月24日（金）
山陽	神戸	令和7年2月6日（木）
	広島	令和7年2月20日（木）
山陰	松江	令和7年2月21日（金）
四国	高松	令和7年2月7日（金）
九州	福岡	令和7年2月27日（木）
	鹿児島	令和7年2月26日（水）
沖縄	那覇	令和7年2月28日（金）

相談時間	相談枠	枠数
13:00～13:25	相談枠①	3～5枠
13:30～13:55	相談枠②	3～5枠
14:00～14:25	相談枠③	3～5枠
14:30～14:55	相談枠④	3～5枠
15:00～15:25	相談枠⑤	3～5枠
15:30～15:55	相談枠⑥	3～5枠

※相談時間は全国全て同じです。
相談枠の数は会場により異なります。
開催場所の詳細については
ホームページをご覧ください。



主催：内閣府公益認定等委員会事務局（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）
問合せ窓口：<https://koekikaikei.smtg.jp/public/application/add/67>